

# 「居宅介護等サービス」重要事項説明書

(令和7年4月1日付)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護等を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

## ◆◆目次◆◆

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 事業者                | 2 |
| 2. 事業所の概要             | 2 |
| 3. 事業実施地域             | 2 |
| 4. 営業時間               | 2 |
| 5. 職員の体制              | 3 |
| 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 3 |
| 7. サービスの利用に関する留意事項    | 7 |
| 8. サービス実施の記録について      | 8 |
| 9. 事故発生時の対応について       | 8 |
| 10. 虐待の防止について         | 9 |
| 11. 苦情等の受付について        | 9 |

上里町社会福祉協議会ヘルパーステーション

当事業所は埼玉県の指定を受けています。

## 1. 事業者

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 名称    | 社会福祉法人 上里町社会福祉協議会    |
| 所在地   | 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5591番地 |
| 電話番号  | 0495-33-4232         |
| 代表者氏名 | 会長 山下 博一             |
| 設立年月  | 昭和53年12月25日          |

## 2. 事業所の概要

|                |  |
|----------------|--|
| 事業の種類          | 指定居宅介護・重度訪問介護<br>令和6年10月1日指定 埼玉県1114266677号            |
| 事業所の目的         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護及び重度訪問介護の提供。       |
| 事業所の名称         | 上里町社会福祉協議会ヘルパーステーション                                   |
| 事業所の所在地        | 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5591番地                                   |
| 電話番号           | 0495-35-3481   |
| 管理者氏名          | 福田 和之 (兼任)   |
| 事業所の運営方針について   | 利用者の意思及び人格を尊重し、適切な介護を提供する                              |
| 主たる対象者         | 居宅介護：身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者<br>重度訪問介護：身体障害者・知的障害者・精神障害者 |
| 開設年月           | 平成18年10月1日   |
| 事業所が行なっている他の業務 | 指定訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業 埼玉県 1174200186号                 |

## 3. 事業実施地域

|       |
|-------|
| 上里町全域 |
|-------|

## 4. 営業時間

|              |  |
|--------------|--|
| 営業日          | 月曜日から金曜日までとする。<br>(ただし、12月29日から1月3日までと国民の祝日を除く。) |
| 受付時間         | 月から金まで 8時30分から17時15分まで                           |
| サービス提供日・提供時間 | 年中無休 9時から21時まで<br>(ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。)       |

## 5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種                          | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 職務の内容                   |
|-----------------------------|----|-----|------|------|-------------------------|
| 1. 事業所長（管理者）                | 1  |     |      | 1名   | 従業員及び業務の管理              |
| 2. サービス提供責任者                | 1  | 1   |      | 2名   | 利用申込・ヘルパーの技術指導・介護計画の作成等 |
| 3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）         |    | 7   |      | 2.5名 | 介護の提供                   |
| (1) 介護福祉士                   |    | 3   |      |      |                         |
| (2) 介護福祉士実務者研修<br>(旧ヘルパー1級) |    |     |      |      |                         |
| (3) 介護職員初任者研修<br>(旧ヘルパー2級)  |    | 4   |      |      |                         |

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護等を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 「居宅介護等計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

#### I 居宅介護

##### ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行いません。

※医療行為はいたしません。

**②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）**

- **調理**…利用者の食事の用意を行います。
- **洗濯**…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- **掃除**…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- **買い物**…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- **その他関係機関への連絡**など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

**③その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。**

**（２）利用者負担額（契約書第5条参照）**

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。6頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

|      | サービスの種類時間等         | 利用料    | 自己負担額 |
|------|--------------------|--------|-------|
| 身体介護 | 30分未満              | 2,560円 | 256円  |
|      | 30分以上1時間未満         | 4,040円 | 404円  |
|      | 1時間以上1時間30分未満      | 5,870円 | 587円  |
|      | 1時間30分以上2時間未満      | 6,690円 | 669円  |
|      | 2時間以上2時間30分未満      | 7,540円 | 754円  |
|      | 2時間30分以上3時間未満      | 8,370円 | 837円  |
|      | 3時間以上              | 9,210円 | 921円  |
|      | 3時間以上30分増すごとに加算    | 830円   | 83円   |
| 家事援助 | 30分未満              | 1,060円 | 106円  |
|      | 30分以上45分未満         | 1,530円 | 153円  |
|      | 45分以上1時間未満         | 1,970円 | 197円  |
|      | 1時間以上1時間15分未満      | 2,390円 | 239円  |
|      | 1時間15分以上1時間30分未満   | 2,750円 | 275円  |
|      | 1時間30分以上           | 3,110円 | 311円  |
|      | 1時間30分以上15分増すごとに加算 | 350円   | 35円   |

○サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

| 提供時間帯名 | 早朝        | 夜間         | 深夜         |
|--------|-----------|------------|------------|
| 時間帯    | 午前6時～午前8時 | 午後6時～午後10時 | 午後10時～午前6時 |
| 加算割合   | 25%増し     | 25%増し      | 50%増し      |

### <加算について>

- 初回加算：初回の訪問もしくはその同月内にサービス提供責任者が自ら訪問または同行した場合に加算されます。
- 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ：サービス利用単位数に27.3%（重度訪問介護は21.9%）が加算されます。  
※令和6年度介護報酬改定による処遇改善加算の再編・統合に伴う激変緩和措置として設けられた福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ（13）18.4%は、令和7年3月31日をもって終了するため加算率が変わります。
- 特定事業所加算Ⅱ：サービス利用単位数に10%が加算されます。

### <2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

- 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

### <利用者負担額の上限等について>

- 介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

### <償還払い>

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者には「サービス提供証明書」を交付します。  
（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

## **(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）**

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）
- ② 「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費が必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）
- ③ 通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた場所を起点とし、1kmあたり20円を乗じて得た額をいただきます。  
（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

## <利用者負担の減免について>

### 〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

| 区分   | 世帯の収入状況                              | 1ヶ月あたりの負担上限額 |
|------|--------------------------------------|--------------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                             | 0円           |
| 低所得1 | 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方 | 0円           |
| 低所得2 | 市町村民税非課税世帯                           | 0円           |
| 一般1  | 市町村民税課税世帯                            | 9,300円       |
| 一般2  | 市町村民税課税世帯                            | 37,200円      |

### 〔社会福祉法人減免〕

- 収入や資産が一定以下の場合、社会福祉法人減免の対象となります。
- 一つの事業所における上限額は、月額負担上減額の半額となります。なお、通所サービスのみを利用する場合には、低所得2であっても上限額は7,500円となります。

| 区分   | 一つの事業所あたりの月額上限負担額           |
|------|-----------------------------|
| 低所得1 | 7,500円                      |
| 低所得2 | 12,300円<br>(通所施設の場合、7,500円) |

(社会福祉法人減免の対象となる収入、資産の状況)

|      | 収入      | 預貯金等    |
|------|---------|---------|
| 単身世帯 | 150万円以下 | 350万円以下 |
| 2人世帯 | 200万円以下 | 450万円以下 |
| 3人世帯 | 250万円以下 | 550万円以下 |

### (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

埼玉りそな銀行 本庄支店 普通預金 3916621

### (5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時15分までに事業者申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料をいたしません。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合  | 無料       |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 利用者負担相当額 |

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

### (6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

### (2) サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護等計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

### (3) サービス内容の変更

- ☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護等計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

#### (4) 受給者証の確認(契約書第3条参照)

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

#### (5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 医療行為</li><li>② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり</li><li>③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受</li><li>④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供</li><li>⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）</li><li>⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）</li><li>⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為</li></ol> |
|--|

### 8. サービス実施の記録について

#### (1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

#### (2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令（及び上里町社会福祉協議会個人情報保護に関する規程）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

### 9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、埼玉県、上里町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・保険会社名 日本興亜損害保険株式会社
- ・保険名 社協の保険
- ・補償の概要 社協が行う事業全般の補償

## 10. 虐待の防止について

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79条）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
＜虐待防止に関する責任者 管理者 福田 和之＞
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 11. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ 宮本 和美
- 受付時間 毎週月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで  
＜苦情解決責任者 管理者 福田 和之＞
- 第3者委員 中島 美晴（電話番号0495-33-2841）  
成田 國廣（電話番号0495-33-2167）  
前村 香宮（電話番号0495-33-3095）

### （2）行政機関その他苦情受付機関

|                      |  |
|----------------------|--|
| 上里町役場<br>町民福祉課社会福祉係  | 所在地 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518<br>電話番号・0495-35-1224 FAX0495-33-2429<br>受付時間 月から金まで 8時30分から17時15分まで |
| 本庄市役所<br>福祉部障害福祉課援護係 | 所在地 埼玉県本庄市3丁目5番3号<br>電話番号・0495-25-1125 FAX0495-23-1963<br>受付時間 月から金まで 8時30分から17時15分まで      |
| 埼玉県運営適正化委員会          | 所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65<br>彩の国すこやかプラザ1階<br>電話番号・048-822-1243<br>受付時間 月から金まで 9時から16時まで     |

令和 年 月 日

居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 福田 和之

説明者職名 サービス提供責任者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

(利用者住所) 埼玉県

(利用者氏名)

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

(代筆者住所)

(代筆者氏名)

(続柄)